▶問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) 年金・長寿医療グループ(☎852137)

平成30年度の保険料を7月にお知らせします

◎保険料の計算方法について



-----(平成29年中の所得-33万円)×10.59&



1 年間の

※所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。

◎保険料の軽減について

1均等割の軽減

所得の合計が次の金額以下 の世帯	軽減割合	軽減後の 年間均等割
33万円かつ被保険者全員が 所得0円(年金収入のみの 場合、受給額が80万円以下)	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+ (27万5,000円× 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+(50万円×世帯の 被保険者数)	2割軽減	40,164円

※被保険者と世帯主(被保険者ではない世帯主も含 む) の所得の合計で判定します。

※昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金な どに係る所得については、15万円を引いた額で判 定します。

2 所得割の軽減

平成30年度から所得割の軽減はありません。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

軽減後の保険料 25,102円 (年間)

被用者保険の被扶養者だった方が、後期高齢者 医療制度に加入した場合、急激な負担の増加を抑 えるため、**所得割はかからず、均等割が5割軽減** となる特別措置をとっています。

- ※所得の状況により、均等割が5割軽減から9割 軽減または8.5割軽減になる場合があります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主に会社員 が加入している健康保険のことで、市の国民健 康保険、国民健康保険組合は含まれません。

新しい『被保険者証』と『減額認定証』を7月に郵送します

現在お持ちの『被保険者証』と『減額認定証(限度額 適用・標準負担額減額認定証)』の有効期限は平成30年 7月31日巛です。

7月中に新しい被保険者証と減額認定証を郵送します ので、届きましたら新しいものをご使用ください。

新しい被保険者証は桃色です 新しい減額認定証は水色です



^{※1}年間の保険料上限額は62万円です。

[※]年度途中で加入したときは、加入した月からの月割計算です。